接続料の算定に関する研究会(第4回) ~接続料の算定方法について~

2017年5月19日

東日本電信電話株式会社西日本電信電話株式会社

■ 加入光ファイバの耐用年数

■報酬額の算定方法

<帯域換算係数の見直し>

一部の構成員・事業者様より、帯域換算係数を適用した場合、優先転送機能のように需要が極めて小さい新規機能に係るコストが大きくなりすぎるといった問題が生じていること、また、当初の想定とは異なり、映像配信サービスにコストを過重させない効果が得られなかったこと等を踏まえ、帯域換算係数の見直しが必要とのご指摘をいただいた

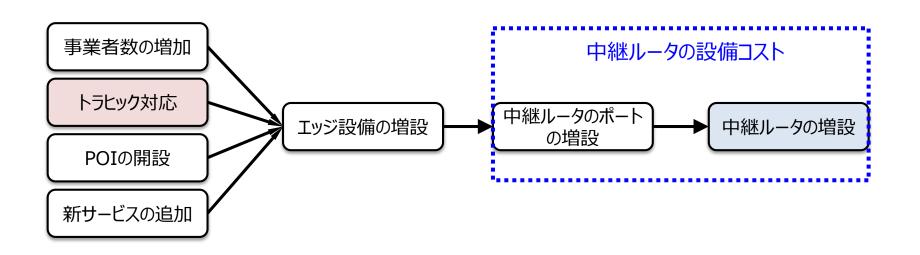
対応の方向性

- 当社として、帯域換算係数の見直しに着手する考え。 その際、ご指摘の点を踏まえ、NGNの共用設備のコスト配賦方法について、帯域換算係数の 見直しのみならず、**コストの発生態様の実態に合った精緻化の検討を行い、次年度の接続料 に反映したい。**
- 具体的には、例えば、NGNの中継ルータの新増設のトリガーは、トラヒック増加だけでなく、エッジ設備向けポートの増加である場合が少なくないことから、そのコスト配賦においても、トラヒック量だけでなく、エッジ設備向けポート数等をコストドライバとして用いることについて、検討する必要があるものと認識(次頁参照)。
- 第3回研究会において、KDDI殿から「大半の共用設備はトラヒックセンシティブで整理可能」との 提案があったが、上述のとおり、トラヒック量だけをコストドライバとして用いることは必ずしも適当で なく、設備コストの発生態様に着目したコストドライバを設定することが適当であると考える。
- 今後、当社において、NGNの共用設備に係る設備コストの発生態様の実態を調査した上で、 コストドライバの見直し検討を進める考え。

<帯域換算係数の見直し>

中継ルータの場合

NGNの中継ルータの新増設のトリガーは、トラヒック増加だけでなく、エッジ設備向けポートの増加である場合が少なくなく、また、そのエッジ設備向けポートの増加は、利用形態ごとのピークを勘案したトラヒックへの対応や、接続事業者数の増加、新たなPOIの開設、新サービスの追加等も影響する。

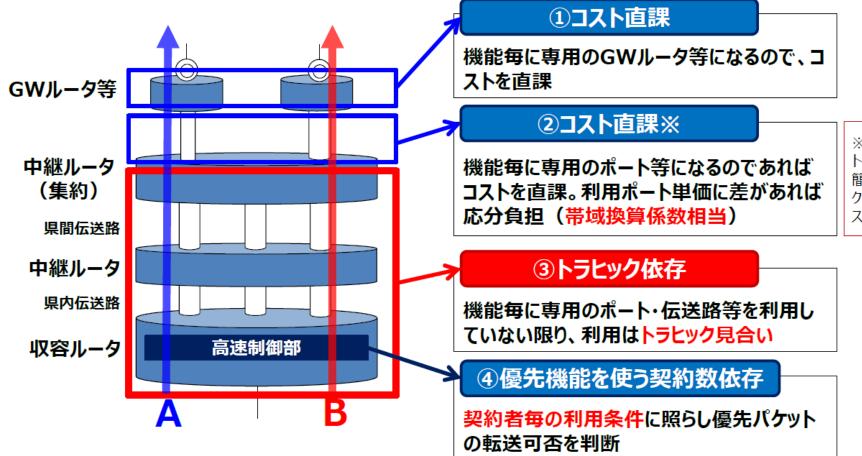


第3回研究会 KDDI殿資料より抜粋

(参考)KDDI殿が提案されたコスト配賦方法

4)設備毎のコストドライバーの考察

設備毎の特性を踏まえコストドライバーを考察 大半の共用設備はトラヒックセンシティブで整理可能



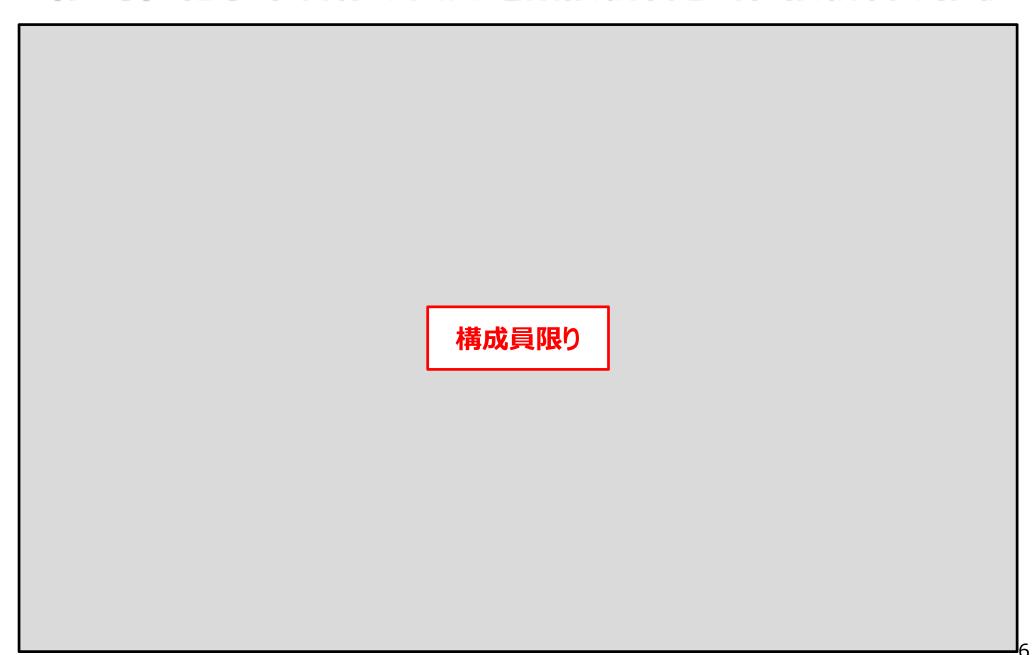
※全体に占めるコス ト割合が小さければ、 簡素化のためトラヒッ ク見合いに含めてコ スト配賦する方法も

く他事業者様の固定電話接続料の適正性・透明性について>

規制の課せられていない**KDDI殿の固定電話接続料と当社接続料との格差が年々拡**大している問題について

- 第2回研究会で申し上げたように、KDDI殿の固定電話接続料と当社接続料との格差が年々拡大している状況にある。
 - 当社の利用者がKDDI殿の利用者と通信を行うためには、KDDI殿のネットワークと接続することが必要不可欠(着信ボトルネック)であり、**KDDI殿の固定電話接続料の水準についても、適正性・透明性が確保される必要**があると考える。
- 当社は、2012年7月に策定・公表された「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」※も踏まえ、 KDDI殿に対し、その接続料の算定の考え方や具体的な算定根拠等について開示を求めてきたもの の、経営情報であることを理由にそれら情報の開示には応じていただけていない状況。
 - ※「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」抜粋
 - 一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について当事者間で十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、必要に応じ、当事者間で守秘義務を課すなどの措置を講じた上で、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい
- 当社としては、引き続きKDDI殿との協議を行っていく考えであるが、このような状況を踏まえると、総務省より「算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明する」よう指導を徹底していただくとともに、接続料協議が整わなかった場合に行われる**裁定手続きに係る基準をあらかじめ設けていただく等の新たなルール策定について検討いただきたい**。

(参考)他事業者様の固定電話接続料と当社接続料の推移



■ 加入光ファイバの耐用年数

■報酬額の算定方法

光ファイバケーブルの耐用年数に関するこれまでの経緯

■ 2016年5月に認可申請した「2016年度から2019年度の加入光ファイバに係る接続料」に関して、同年7月の認可の際に、総務省から当社へ光ファイバケーブルの耐用年数の見直し検討を要請

要請内容

• 2008年度の見直し方法を参照して2015年度末実績に基づき光ファイバケーブルの経済的耐用年数を 導出した上で、実態との大きな乖離が認められた場合には、耐用年数の見直しを行い、見直しの検討結 果及びその理由について2017年2月中に報告するとともに、公表すること

■ 2017年2月に当社は総務省からの要請を踏まえて、当該耐用年数の検証を実施し、報告・公表

検証内容

- 光ファイバケーブルの経済的耐用年数について、NTTグループにおける2015年度末の光ファイバケーブルの固定資産データを収集し、その適正性を検証
- 具体的には、総務省から指定された方法による推計を行い、現行の経済的耐用年数の適正性を確認するとともに、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を踏まえると、固定資産データを用いた撤去法等による推計だけでは経済的耐用年数を判断できないため、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点からも、総合的に確認

光ファイバケーブルの耐用年数の検証結果

- (1) NTTグループにおける2015年度末の光ファイバケーブルの建設年度別固定資産データを用いた撤去法等による推計を用いた検討の結果
 - 総務省から指定された方法※1による推計結果は、架空ケーブルが19年、地下ケーブルが26年。 ※1 2008年度の見直し時と同じ確率分布関数の平均値による算出
 - 上記方法による推計だけでなく、7つの関数※2を用いた推計の結果、現行の経済的耐用年数は推計結果の範囲内に収まっており※3、直ちに耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないことを確認。

<※2 7つの関数(2016年5月実施の検証と同様)>

指数関数、ゴンペルツ曲線、ロジスティック曲線、 正規分布、指数分布、ワイブル分布、 対数正規分布 <※3 固定資産データを用いた撤去法による推計結果>

	架空	地下
上限	21年 対数正規分布	33年 対数正規分布
下限	14年 指数分布	20年 指数関数

(現在の経済的耐用年数は架空15年、地下21年)

- (2) 日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針第81号「減価償却に関する当面の監査上の 取扱い」を踏まえた検討の結果
 - 「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」 の観点について、それぞれ検討した結果、耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないことを確認。
- 以上の結果から、**財務会計上の扱いとして、光ファイバケーブルの経済的耐用年数の 見直しが必要な状況には至っていない**と判断

光ファイバケーブルの耐用年数見直しに関する当社の考え

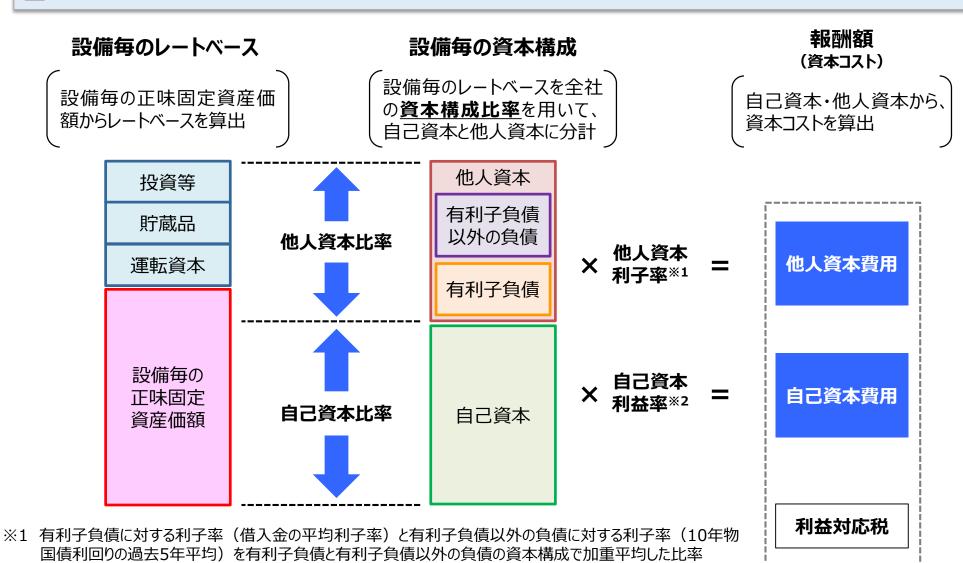
- 耐用年数の見直しは、財務会計の適正化の観点から行うものであり、接続料の低廉化を目的として実施すべきものでない
- 2017年2月末において、光ファイバケーブルの耐用年数は、**直ちに見直し** が必要な状況には至っていないと判断
- しかしながら、現行の経済的耐用年数が、今後、例えば光ファイバケーブルの固定資産データを用いた撤去法による耐用年数の推計結果の範囲内に収まらなくなった場合等には、光ファイバケーブルに関する市場環境や陳腐化リスク、使用実態等の変化を踏まえた検証等を行った上で、適時適切に見直しを実施する考え

■ 加入光ファイバの耐用年数

■ 報酬額の算定方法

報酬額(資本コスト)の算定方法

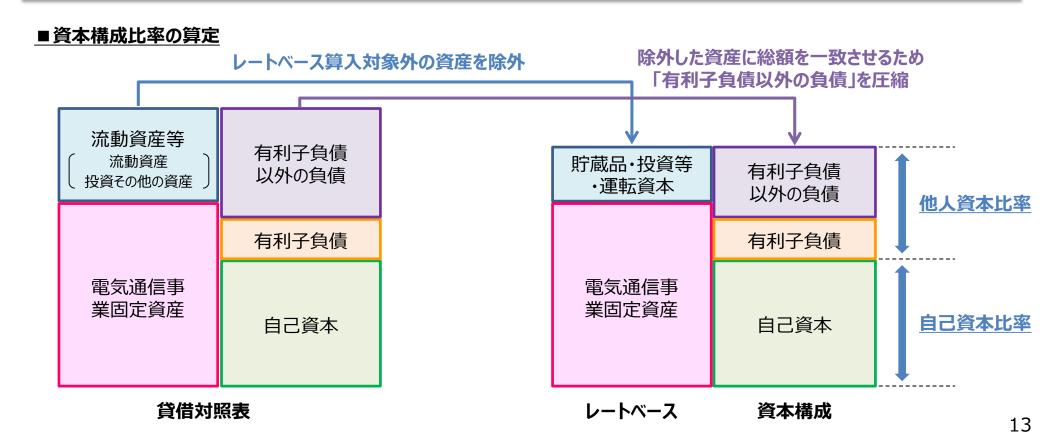
■ 接続料の原価に含まれる報酬額(資本コスト)の算定方法については、以下のとおり



※2 期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は他産業における主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方の比率

資本構成比率の算定方法に係る当社の考え

- 接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比率の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に 真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対 照表の総額を一致させて算定
- その際、自己資本は、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に 真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であり、電気通信事業固定資産の額が自己 資本の額を上回っていることから、自己資本は、電気通信事業固定資産等の調達のための資本として総額を見 込むことが適当



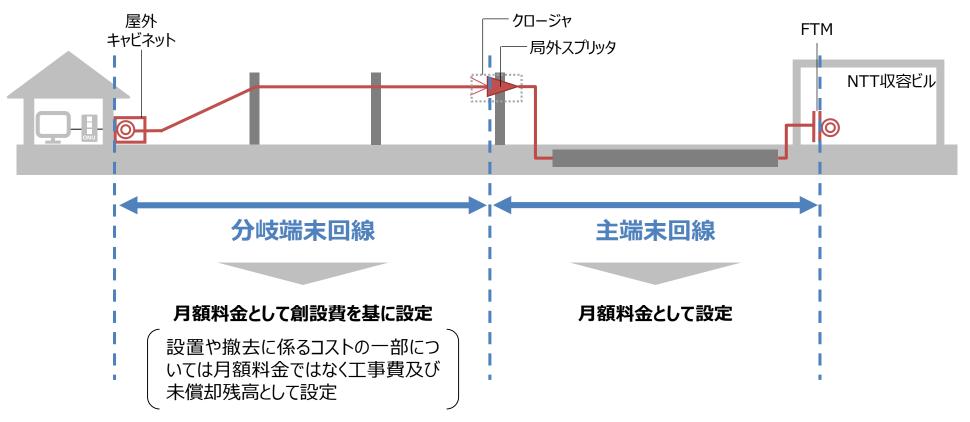
■ 加入光ファイバの耐用年数

■報酬額の算定方法

分岐端末回線に係るコストの考え方

- 対岐端末回線に係るコストについては、接続会計で実績が把握できないことから、創設費を基に、網改造料の算定方式に準じて算定
- 主端末回線に係るコストについては、加入光ファイバのコスト全体から分岐端末回線に係るコスト等を除いて算定
- 分岐端末回線については、事業者様が専属的に使用するものであるため、撤去に係る負担額等を設定

■分岐端末回線及び主端末回線に係るコストの考え方(NTT西日本の場合)



- 今後、減価償却が終了した分岐端末回線が発生した場合、光ファイバの償却費相当に係る低減分を考慮して接続料を算定することとなるが、その低減分については、全ての分岐端末回線の接続料に平均的に反映させる考え
- なお、KDDI殿のご提案※である、分岐端末回線接続料を償却期間の終了前後で分けて個別に算定するという 案を実現するためには、回線管理に係るシステムへの追加開発等が発生する可能性が高い
 - ※NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対するKDDI殿意見書(2017年度の接続料の新設及び改定等)(2017年2月28日)

